

令和5年11月29日会議提出議案一覧表（11/22 送致）

- 議案第25号 令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第26号 令和5年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第28号 令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 令和5年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について
- 議案第33号 鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 鳥羽市火災予防条例の一部改正について
- 議案第35号 指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）

令和5年11月29日会議提出議案概要

- 議案第25号 令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）
議案第26号 令和5年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第27号 令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第28号 令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
議案第29号 令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第30号 令和5年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第31号 令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）

（別紙の補正予算の概要を参照）

- 議案第32号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について

（総務課）

人事院勧告に基づき、本市職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げるとともに、令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を平準化するため、所要の改正を行う。

<主な内容>

- 初任給調整手当の月額を改定（支給対象者：診療所医師）

改正前 414,800 円 → 改正後 415,600 円

- 初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で行政職給料表及び医療職給料表の全体を引上げ改定（平均改定率：1.47%）

※参考 初任給の引上げ額

高校卒 12,000 円（154,600 円 → 166,600 円）

短大卒 12,000 円（167,100 円 → 179,100 円）

大学卒 11,000 円（185,200 円 → 196,200 円）

- 期末手当及び勤勉手当の支給率を引上げ改定

改正前 年間 4.4 月分 → 改正後 年間 4.5 月分

【第1条】

令和5年度12月期の期末手当支給率について、0.05月分（定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分）、勤勉手当支給率について、0.05月分（定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分）を引き上げる。

【第2条】

令和6年4月以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を平準化する。

～期末手当及び勤勉手当の改定状況～

●定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	改 正 前			改 正 後					
				令和5年度（第1条）			令和6年度以降（第2条）		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給分	1. 20	1. 00	2. 20	1. 20	1. 00	2. 20	1. 225	1. 025	2. 25
特定幹事職員	1. 00	1. 20	2. 20	1. 00	1. 20	2. 20	1. 025	1. 225	2. 25
12月支給分	1. 20	1. 00	2. 20	1. 25	1. 05	2. 30	1. 225	1. 025	2. 25
特定幹事職員	1. 00	1. 20	2. 20	1. 05	1. 25	2. 30	1. 025	1. 225	2. 25
参考（計）	2. 40	2. 00	4. 40	2. 45	2. 05	4. 50	2. 45	2. 05	4. 50
特定幹事職員	2. 00	2. 40	4. 40	2. 05	2. 45	4. 50	2. 05	2. 45	4. 50

●定年前再任用短時間勤務職員

	改 正 前			改 正 後					
				令和5年度（第1条）			令和6年度以降（第2条）		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給分	0.675	0.475	1.150	0.675	0.475	1.150	0.6875	0.4875	1.175
特定幹事職員	0.575	0.575	1.150	0.575	0.575	1.150	0.5875	0.5875	1.175
12月支給分	0.675	0.475	1.150	0.700	0.500	1.200	0.6875	0.4875	1.175
特定幹事職員	0.575	0.575	1.150	0.600	0.600	1.200	0.5875	0.5875	1.175
参考（計）	1.35	0.95	2.30	1.375	0.975	2.35	1.375	0.975	2.35
特定幹事職員	1.15	1.15	2.30	1.175	1.175	2.35	1.175	1.175	2.35

◆施行期日

第1条については、公布の日から施行

（給料表及び初任給調整手当の改正は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の規定は令和5年12月1日から適用）

第2条については、令和6年4月1日から施行

議案第33号 鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

（総務課）

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

○新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う引用条項及び手当名称の整理

引用条項 : 第44条 → 第26条の8

手当名称 : 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

→ 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

※感染症の発生及びまん延の初期段階から派遣可能となったこと
に伴う改正

○大規模災害からの復興に関する法律の規定により派遣された職員を追加

◆施行期日：公布の日から施行

議案第34号 鳥羽市火災予防条例の一部改正について

(消防本部)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

○規制の対象となる蓄電池設備について蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分するほか、蓄電池設備に係る基準及び固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直し等に伴い、関係条項の整備を行う。

◆施行期日：令和6年1月1日

議案第35号 指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）

長岡診療所の指定管理者を指定したく、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議会の議決を求める。

○指定管理者：東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

○指定の期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日